



令和2年10月発行

編集・発行  
音更町農業委員会  
0155-42-2111



## 就任のあいさつ

音更町農業委員会

会長 石川 清光

日頃より農地行政並びに農業委員会活動にご理解、ご協力を賜わり、誠に有り難うございます。

この度、各地区や団体からの推薦・公募の中から選任され、議会での同意を経て、町長から任命を受け、就任いたしました農業委員十九名を代表してご挨拶申し上げます。

本町の農業を取り巻く環境は、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症や、いづどこで起こるかかわからない大雨による洪水被害等の自然災害の危険性により、依然として厳しい状況にあります。

このような中で農業委員会に求められる役割は、優良農地の確保・遊休農地の発生防止・担い手への農地の集積・新規就農者への新たな取組・

後継者推進対策並びに農業者の老後の生活を支える農業者年金制度の普及・啓もう活動等々、多岐にわたります。

音更町農業委員会がその職責を果たしていくためには、推薦地区や経験年数等は様々であります。これらの垣根を越えた委員相互の連携や切磋琢磨しあえる横のつながりが最も重要と認識している中で、私が会長という重責を仰せつかり、大変身の引き締まる思いであります。

最後に、皆様方の益々のご多幸、ご健勝をご祈念申し上げますとともに、これから三年間、委員一丸となって農業委員会活動に力を尽くしてまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

# 農業委員のご紹介

任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日

※①氏名・年齢、②地区、③所属 (令和2年9月末現在)



会長  
①：石川 清光 (59才)  
②：更生



会長職務代理者  
①：高野 春夫 (59才)  
②：上然別  
③：農地調整部会



農地調整部会 部会長  
①：大西 忠義 (59才)  
②：北進  
③：農地調整部会



農政部会 部会長  
①：石王 雅士 (53才)  
②：鈴蘭  
③：農政部会



農地調整部会 副部会長  
①：茂古沼 美則 (53才)  
②：鎮鍊  
③：農地調整部会



農政部会 副部会長  
①：松川 博 (57才)  
②：富士  
③：農政部会



①：貞廣 渉 (43才)  
②：旭  
③：農政部会



①：土田 純雄 (61才)  
②：東豊田  
③：農政部会



①：安田 敏 (51才)  
②：勲  
③：農政部会



①：林 雅浩 (55才)  
②：北昭和  
③：農地調整部会



①：田守 康浩 (57才)  
②：大盛  
③：農地部会



①：久保 靖彦 (53才)  
②：中昭和  
③：農地調整部会



①：飯尾 誠 (53才)  
②：共進  
③：農地調整部会



①：辻 和義 (42才)  
②：木野 5  
③：農政部会



①：平尾 秀元 (65才)  
②：長流枝  
③：農政部会



①：茂古沼 憲宏 (53才)  
②：矢部  
③：農政部会



①：鈴木 賢 (47才)  
②：中駒場  
③：農地調整部会



①：白川 勝 (54才)  
②：柏葉  
③：農政部会



①：田守 文夫 (55才)  
②：昭栄  
③：農政部会



週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円  
(消費税込)



農作物生育状況調査の様子

# 令和二年度作況調査及び 農地パトロールの結果について

令和二年八月二十八日に町内十二カ所で作況調査及び農地パトロールを実施しました。

作況調査は、馬鈴薯・ビート・豆類・長いも等を対象に農業委員の圃場を目視で確認し、行いました。

作況調査の結果としては、総じて「不良」から「やや不良」と見込まれるものとなりました。これは、高温と雨不足が影響したことによるものと思われれます。

また、農地パトロールでは町内を巡回し、適正な利用がされていない農地がないか確認しました。

その中で農地の利用状況に懸念がある箇所について今後の対応を検討しました。

農地は限りある資源です。農業委員会は、今後も農地パトロール等を通して、農地の利用状況を確認し、優良農地の確保に努めてまいります。

## 各種申請について

農地の売買や賃貸借、転用などをするときは農地法による許可を受けなければなりません。

農地法による許可を受けるには各種許可申請書を作成し、農業委員会へ提出していただく必要があります。

各種申請書の受付締め切りは、毎月十日頃となっております。

申請内容については、その月の二十五日頃に開催する農業委員会総会で審議されます。

各種申請をする際には、事前に農地の測量が必要な場合や、記入内容の修正が

必要となる場合があり、申請書の提出までに時間を要することがあります。

申請書を提出する予定がある場合は、余裕を持って、農業委員会へご相談いただき、申請書の作成、提出をお願いいたします。

農業委員会のホームページでいくつかの申請書様式、記入例などがご覧になれます。また、様式をダウンロードして申請書を作成することもできます。詳しくは、「音更町農業委員会 農地調整事務」で検索してください。



音更町農業委員会 農地調整事務

## 法人報告書の提出をお願いします！

農地所有適格法人は、農地法の定めにより

「農業の状況を記した農地所有適格法人報告書」

の提出が義務付けられています。

提出先 音更町農業委員会事務局

期限 毎事業年度の終了後3ヵ月以内

※農地法では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは原則認めておらず、この報告書の提出が無い場合、農地所有適格法人としての資格が確認できず、経営規模拡大等農地の取得ができなくなる可能性があります。

# 女性農業者の皆様、 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、年間六十日

以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者である六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

毎月の保険料は通常加入の場合、月二万円から六万七千円までの範囲で千円毎に設定することができ、保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

また、積立方式、終身年金のため、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とし、生涯受け取ることが出来る安心な制度です。

農業者年金は、男性の農業者に多く加入いただいておりますが、女性にこそ加入をおすすめしたい年金です。

農業者年金基金によると、六十五歳の日本人の平均余命は、男性が十九年（八十四歳）、女性が二十四年（八十九歳）であり、女性は男性より五年長生きであること示されています。このことから、女性の老後の備えがより重要であると言えます。

ます。

左の図は、農業者年金に夫のみが加入したときと夫婦二人で加入したときの農業者年金の受給額を比較したものです。

高齡夫婦二人の家計費は月額二十四万円が必要と言われ

ております。 図を見ると、夫婦で農業者

## 農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の 国民年金と農業者年金の受給する年金額の比較

夫と妻は同年齢で農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、死亡率の改善を見込んだ平均余命(男性87歳、女性92歳)まで生存するとして比較

	65歳～87歳の年金額(夫婦)			88歳～92歳の年金額(妻のみ)		
農業者年金に夫のみ加入	〈国民年金〉	夫 月額 6万5千円	妻 月額 6万5千円	〈国民年金〉	妻 月額 6万5千円	
		計 月額 13万円				
	〈農業者年金〉	夫 月額 4万2千円		〈農業者年金〉	なし	
	合計:月額	17万2千円		合計:月額	6万5千円	
農業者年金に夫婦で加入	〈国民年金〉	夫 月額 6万5千円	妻 月額 6万5千円	〈国民年金〉	妻 月額 6万5千円	
		計 月額 13万円				
	〈農業者年金〉	夫 月額 4万2千円	妻 月額 3万5千円	〈農業者年金〉	妻 月額 3万5千円	
	合計:月額	20万8千円		合計:月額	10万円	

※農業者年金の試算は、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.20%として行っています。  
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和2年度は0.20%となっています。  
※各金額は四捨五入により表示しております。

## 知ってトクする 国民年金付加年金

将来受給する国民年金の金額を増やすことができる制度に「国民年金の付加年金制度」があります。

この制度は、国民年金の一般の保険料に加えて、付加保険料(月々四百円)を納めると将来受給する国民年金の老齡基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

将来受給できる付加年金の金額は年額で、(二百円×付加保険料納付月数)となります。保険料を納めた分は、二年間でモトがとれるお得な制度となっております。国民年金第一号被保険者であれば申込みできます。

若い農業者の方で「農業者年金に加入する余裕はまだ無い。」という方や「月々四百円の保険料なら払ってもいいかな。」という方は、申込みを検討してみたいかがでしょうか。

お問合せ・お申込みは、年金事務所、音更町役場町民課までお願いします。  
※農業者年金に加入してい

る方は既に付加保険料を納付しておりますので改めて申込みする必要はありません。

### ～国民年金付加年金の保険料と年金額～

例) 20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めた場合

- ◆保険料負担額  
400円×480月(40年)=19万2千円
  - ◆受給できる付加年金額(年額)  
200円×480月(40年)=9万6千円
- 付加年金は定額のため、増減がありません。  
2年間受給すれば、モトがとれます!!

※注意点  
1. 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からです。  
2. 共済年金、厚生年金、国民年金基金に加入している方は申込みできません。

## 農業委員会だより

令和二年十月発行

広報委員長 松川 博

広報担当(農政部会)

- 石王 雅士
- 貞田 純
- 土田 敏
- 安田 義
- 辻田 秀
- 平沼 文
- 茂古 憲
- 田守 夫